

第6回境港市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月10日（火） 午後1時30分から午後2時30分まで

2. 開催場所 境港市役所 第1会議室

3. 出席委員（13人）

会長（議長）	9番	足立恵一
農業委員	1番	河岡誠
	2番	梶谷重幸
	3番	井次浅美
	4番	足立晋哉
	5番	佐々木隆
	6番	阿部和夫
	7番	橋本正之
	8番	足立恵子

最適化推進委員	10番	古徳哲郎
	11番	角興
	12番	築谷敏樹
	13番	永井和人

4. 欠席委員 なし

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	武良	収
主幹	西	洋平

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会務報告

第3 議案審議及び報告

議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請書について

議案第24号 非農地証明について

議案第25号 農用地利用集積等促進計画（案）について

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

7. 会議の概要

議 長 ただ今から、令和7年第6回境港市農業委員会総会を開会いたします。本日は全員出席ですので欠席、遅刻委員はございません。それでは、委員会会議規則第11条第2項に規定する総会の議事録署名委員について、議長から指名してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 それでは、7番橋本委員、8番足立恵子委員にお願いします。
続いて、会務報告を行います。

（会長から次の事項について会務報告）

令和7年5月28日（水）～29日（木）全国農業委員会会長大会・視察
（会長）

事務局 それでは、日程5議案審議に入ります。議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請書について」説明をさせていただきます。今回申請が1件ございました。譲渡人が高松町のAさん、譲受人が外江町のBさんです。土地の所在は、外江町、畑、256㎡です。譲渡人は譲受人のお父さんで、住所のほうからもわかりますように現在施設に入っておりまして農業ができないとのことで、贈与により所有権移転した後、譲受人が露地野菜を栽培することです。地図は2ページです。歯科医院の北の道を東側に入ったところで、住宅の隣地となっております。申請地の隣のBさんが今回の申請者です。つぎに、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明します。第1号の全部効率利用要件についてですが、所有権移転後は農地として利用されるということで、農地を効率的に利用できると見込まれます。第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は農作業も従事するということが可能でございますので、可能と見込まれます。第5号の転貸禁止要件には該当いたしません。第6号の地域調和要件ですが、農地を維持することで農地の荒廃を防ぐことができるということで、今回の権利設定及び権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。現地調査は、足立晋哉委員、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。
続きまして、現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 この場所は、喫茶店を東側に入ったところになります。家の横の方に今はありませんが、昔は親の家がありました。今は、車が1台入れるようになっていいます。この家の奥の方で家庭菜園をするということで申請が出ています。今まで、この建物だけが所有者の名前になっていて、奥の土地はまだ、親の名義になっていたようです。皆さんのご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第22号は、原案のとおり承認されました。続きまして議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請書について」の説明をお願いします。

事務局 議案第23号「農地法第5条の規定による許可申請書について」説明いたします。議案は3から5ページです。今回2件の申請がございました。(番号1)は譲渡人が高松町のCさんです。譲受人は米川町のDさんです。土地の所在は高松町、畑、401㎡です。譲渡人は譲受人の叔父にあたり、申請地を贈与により所有権移転後、専用住宅敷地として転用したいとのことです。地図は4ページです。中華料理屋の近くで、会館の向かい側です。上下水道が埋設されている道路の沿道で、公共施設と医療施設が存在するため、第3種農地に該当すると判断しております。資力及び信用につきましては、金融機関からの事前審査通過の書類が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から適当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、ブロック塀を設置することによって、被害発生の恐れはないと考えられます。現地調査は足立晋哉委員、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。
続きまして、現地調査の報告をお願いします。

佐々木委員 現地は、中華料理屋から南に200メートルくらいの所になります。周りには家が立ち並んでいまして、特に問題はないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありません

か。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 1) は、原案のとおり承認されました。続きまして(番号 2) の説明をお願いします。

事 務 局 (番号 2) について説明させていただきます。譲渡人が長野県の E さん、譲受人が西伯郡の F さんです。所在は財ノ木町、畑、499㎡です。申請事由は売買により所有権移転し専用住宅敷地として使用することです。地図は 5 ページをご覧ください。ニュータウンの 1 区画です。住宅が連たんする地域で第 3 種農地に該当すると判断しております。資力及び信用につきましては、金融機関からの事前審査通過の書類が提出されております。遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書から妥当と判断されます。土地改良区の同意の意見書は添付されております。計画面積につきましては、添付された土地利用計画図から妥当と思われます。周辺農地の営農条件への支障につきましては、周辺には耕作中の農地は無く、被害発生のおそれはないと考えられます。現地調査は足立晋哉委員、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。
続きまして、現地調査の報告をお願いします。

足立晋哉委員 現地の周りは、ニュータウンで住宅が立ち並んでおりますし、ここは境界のところにブロックもありました。特に問題はないと思います。皆様のご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。原案に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号 2) は原案のとおり承認されました。続きまして議案第 24 号「非農地証明」について説明をお願いします。

事 務 局 議案第 24 号「非農地証明について」ご説明いたします。議案は 6 ページから 8 ページです。今回 2 件申請がございました。(番号 1) 申請者は岐阜県の G さん。土地の所在は渡町、975㎡です。申請地は 50 年以上前から建物

が建っており、農地としての利用は困難であるとのことで申請が上がっております。地図は7ページです。江島大橋入口から南の道を入ったところに最近、3000㎡を超える太陽光で転用が出ていたところがありますが、そのすぐ西側の場所になります。現地調査は、足立晋哉委員、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。

続きまして、現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、バス停のあったところの西側の農地になります。50年以上前から時々、住んでいたようですが、あまり覚えがありません。20年くらい前から、時々、帰ってきて除草をしていたようですが、ここ数年は見かけていませんので、現在は草が繁茂しています。この土地を先ではどうするかはわかりません。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。(番号1)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号1)は原案のとおり承認されました。続きまして(番号2)について説明をお願いします。

事務局 (番号2)について説明いたします。申請者は渡町のHさん、土地の所在は渡町、181㎡です。申請地は60年以上前から墓地として使用しており、農地としての利用は困難であるとのことで申請が上がっております。地図は8ページです。コンビニエンスストアの横の通りを西に進んでいただくと南側に墓地が並んでおります。その1区画が今回の申請地です。現地調査は、足立晋哉委員、佐々木委員、築谷委員にお願いしました。以上です。続きまして、現地調査の報告をお願いします。

築谷委員 現地は、墓地の場所ですが、周りが全部墓地で、地図上で墓地の上の道は、小学校に続く道となります。集団墓地ですので、どうしようもないと思います。皆さんのご審議をお願いします。

議 長 議案の説明と現地調査の報告が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。(番号2)に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、(番号2)は原案のとおり承認されました。続きまして議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)」について説明をお願いします。

事 務 局 議案に入る前に関係者として河岡委員が退出されます。

(河岡委員が退室)

事 務 局 議案第25号「農用地利用集積等促進計画(案)」について」ご説明させていただきます。議案は9ページから10ページとなっております。今回すべて新規で14件出ております。10から14ですが、こちらは最近、農業経営基盤強化法を使って農用地利用集積計画のほうでしていましたが、令和7年3月末で経過措置が終わりましたので、基盤法ではなく中間管理を用いた農用地利用集積等促進計画で上げております。

議 長 議案の説明が終わりました。ご意見、ご質問はありませんか。

**足立晋哉
委 員** 10番～14番はどういう扱いですか。

事 務 局 担い手育成機構による中間保有の形で、保有されまして、整備してから貸し付けるとい話を聞いております。

事務局長 補足になりますが、この農地の場所は干拓の真ん中の場所になりまして、先日、担い手育成機構の方から契約がまとまったと連絡がありました。現状は耕作放棄地でありますので、事業の実施主体を担い手育成機構として整備をします。きれいにした後は、担い手農家さんに貸し付けを予定しているという事です。しばらくは、担い手育成機構の方が、中間保有をして、事業の方に向かうという流れになっています。

議 長 他に、ご意見、ご質問はありませんか。ないようですので、採決をとります。議案第25号に賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、原案のとおり決定します。

(河岡委員が入室)

(事務局から次の事項について報告)

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

報告第19号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

(事務局からその他項目について説明)

・今後の予定

○第7回境港市農業委員会総会(第1会議室)

◆午後1時30分～

令和7年7月10日(木)

・農業委員会情報 市報6月号「畑の貸し借りについて」

市報7月号「農地の適正管理について」予定

議長 以上で本日の審議は終了いたしました。その他に皆さんの方からございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 以上をもちまして令和7年第6回境港市農業委員会総会を閉会します。

令和7年6月10日

境港市農業委員会

議長

署名委員

署名委員
